

愛知県立小牧南高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒にかかわる問題である。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等(「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」)に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくるのが大切です。

本校では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子供たち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めてまいります。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「教育相談委員会」を設置する。

(1) 「教育相談員委員会」について

ア 委員会のメンバー

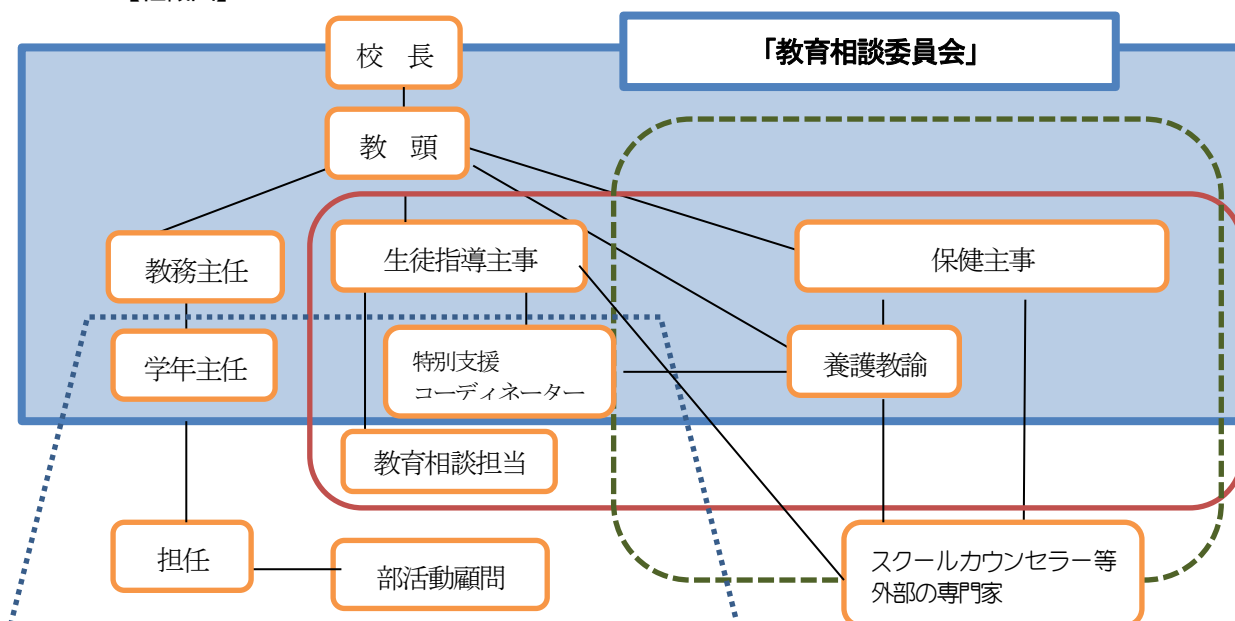
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭

(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

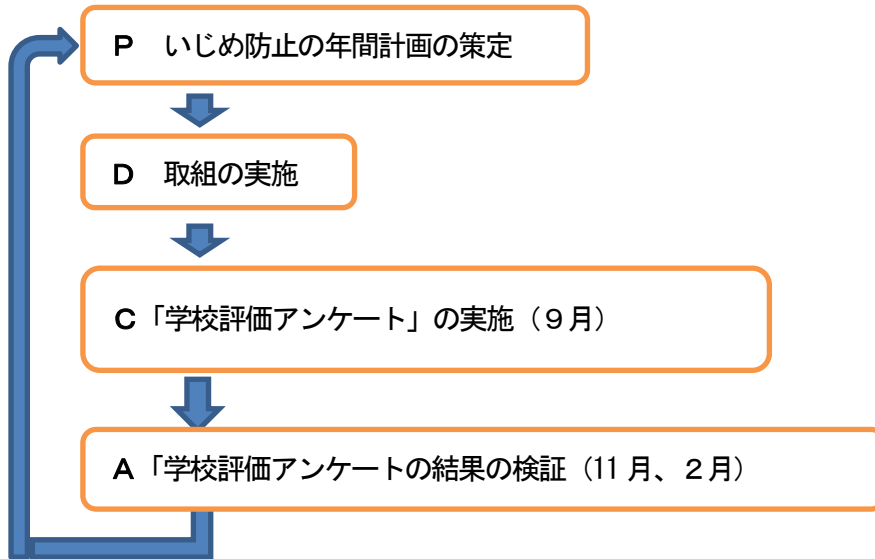
委員会が、事案に応じて、担任等適切な教員等をメンバーにする指導・支援体制を決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



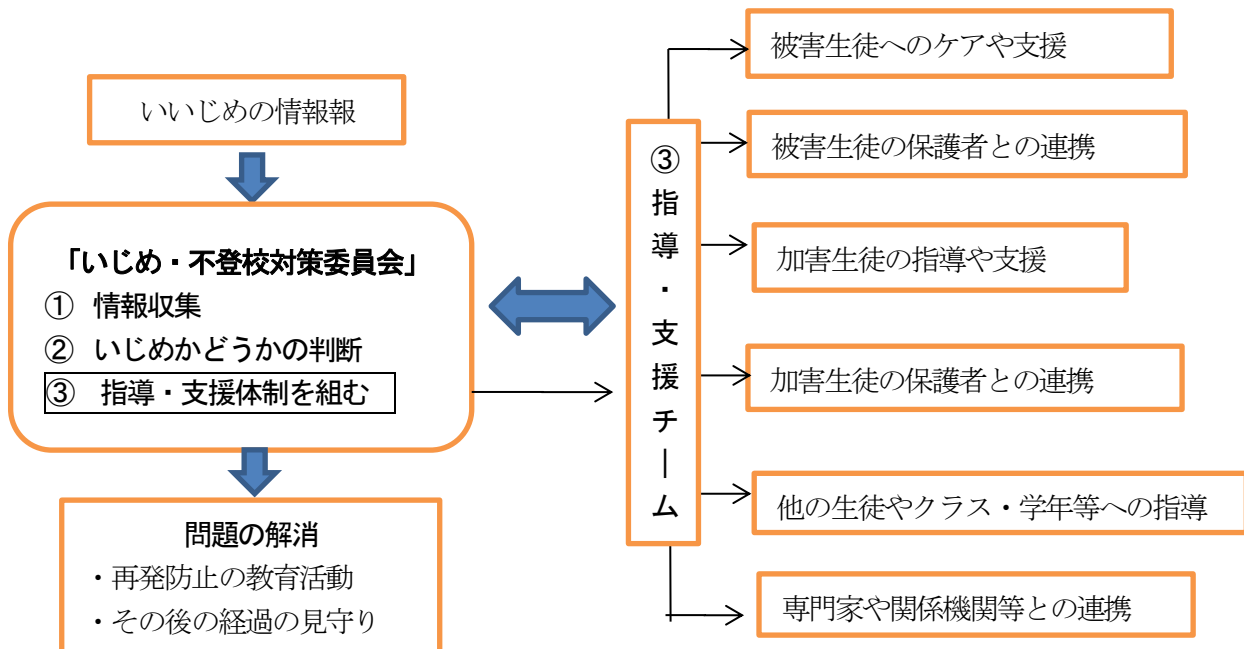
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

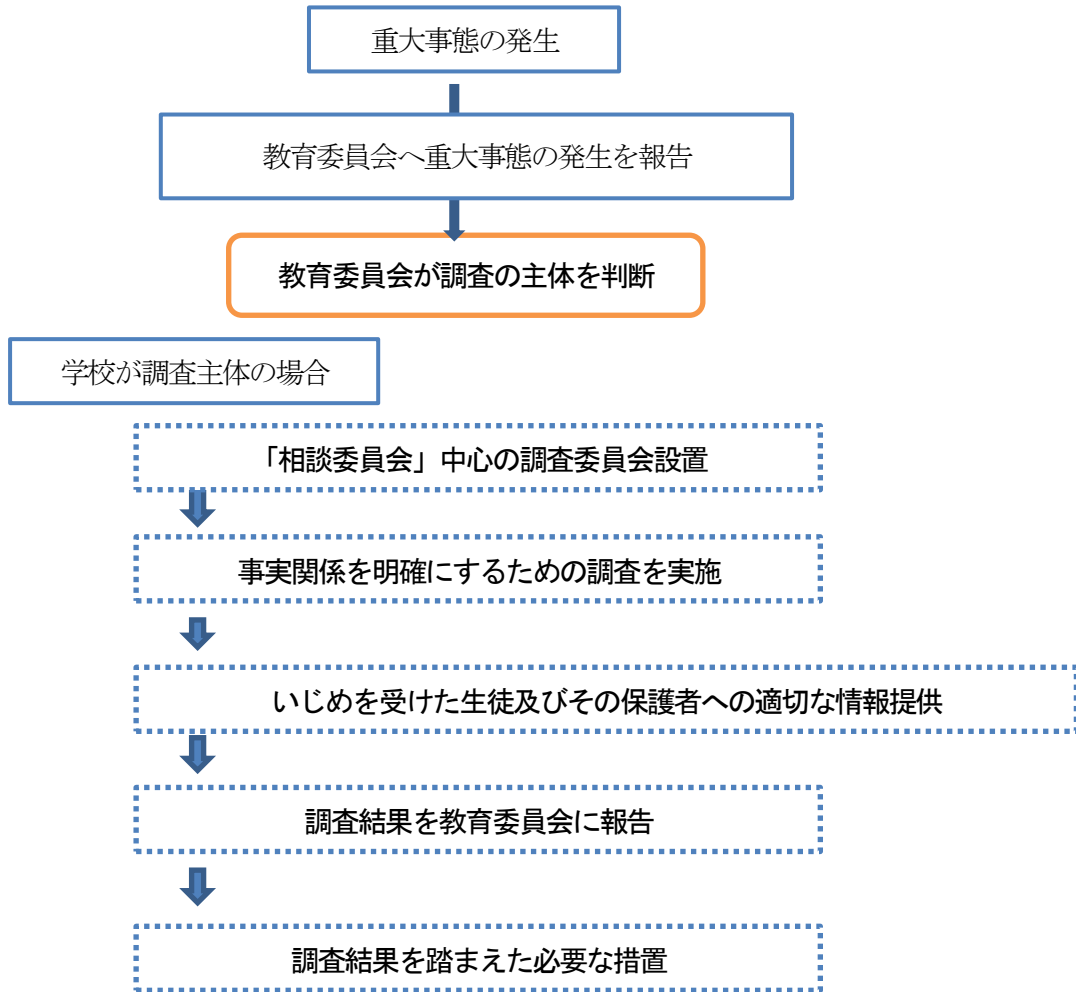
エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「教育相談委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。



3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、日常からの健康観察を通じて、生徒のささいな兆候を感じ取り、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに主任に報告する。主任を通じて、「教育相談委員会」に状況等を報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年1回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの兆候が見えたり、通報を受けた段階で速やかに、「教育相談委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等

との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「相談委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察の実施(日常)【全学年】保 ○相談室の周知【全学年】相 ○面接週間【全学年】学 ○授業研修週間【全学年】教科 ○情報モラル講話【1学年】生			
5月		○「心の健康調査(いじめアンケート)」の実施【全学年】保 学	○現職研修①(講話)	
6月	○学習生活実態調査【全学年】 教			
7月	○ボランティア活動の実施【全学年希望者】特			
8月	○インターンシップ(2学年)進			
9月			○中間評価→検証	○公開授業
10月	○授業研修週間【全学年】教科 ○面接週間【全学年】学	○「心の健康調査」の実施【全学年】保 学		
11月	○学習生活実態調査の実施【1・2学年】教 ○福祉実践教室【1学年】特			
12月	○人権講話【全学年】生		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会で「自己評価」を行う。
1月			○自己評価	
2月				
3月	○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】生			

教…教務部 生…生徒指導部 保…保健厚生部 特…特別活動部 進…進路指導部
学…学年会 科…教科会 相…相談委員会